

御殿場市民会館機械警備業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

2 目的

本業務は、休館日及び夜間における市民会館での火災・盗難等の防止及び第三者による不法行為の防止等を図るための機械警備を行うことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 火災・盗難及び市民会館への不法侵入等の異常事態の感知
- (2) 異常事態発生時の被害拡大防止措置及び関係機関への通報連絡
- (3) 警備業務実施要項の報告

4 業務の対象

市民会館会議棟及びホール棟（以下「施設」という。）

5 警備方法

本業務は、会議棟内への侵入、施設での火災を各種感知器を用いて感知し、監視センターへ自動的に異常発生信号を通報し、警備員が派遣される方法とする。

6 警備実施時間

警備開始（警報装置警戒開始の信号を受けたとき）から警備解除（警報装置警戒解除の信号を受けたとき）まで。

ただし、火災については24時間完全機械警備とする。

7 警備機器の設置撤去

本業務における警備機器の設置は、履行期間に間に合うように設置する。また、本業務の完了後は速やかに警備機器を撤去する。なお、設置撤去到当っては周辺施設に損傷等影響のないように十分注意して行う。

8 警備仕様

(1) 警報装置

- ① 会議棟内で発生した侵入を自動的に監視センターへ通報する機能を有すること。
- ② 施設内で発生した火災を自動的に監視センターへ通報する機能を有すること。

③会議棟に設置した警備操作器を操作することにより、警備開始及び終了の信号を送信し、記録出来ること。

④本業務に必要な警報装置等は、別紙1～5「機械警備機器設置場所」で示す場所には最低限設置すること。

(2) 監視センター

監視センターは、警備時間内において各種感知器からの信号を元に遠方監視装置並びに情報処理装置により常に監視し、施設内における異常を感知したときは速やかに警備員が派遣され、別途定める緊急連絡者に連絡すること。

(3) 警備員

警備員は、監視センターから連絡があったときは速やかに施設へ赴き、異常事態の原因を把握し、異常事態の拡大を防止するために必要な処置を講ずる。

9 警備機器の保守点検

警備機器は、常に正常に作動するように点検整備する。故障その他装置の作動に異常を生じた場合は、装置の修理を行う他、装置の作動が正常に復するまで必要な安全装置を講じるものとする。ただし、火災警報については、施設内設置の自動火災警報装置からの信号によるため、本業務による保守点検の対象外とする。

10 報告

(1) 異常事態が発生した場合は、別に定める緊急連絡者へ速やかに電話等で連絡されるとともに、後日、概要とその対応について市へ報告すること。

(2) 業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。

11 賠償

業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。

12 その他

(1) 監視カメラについて、現状はホール棟が警備会社設置品、会議棟が市設置の市の備品であり、それぞれ独立した記録装置とモニターが事務所内に設置されている。異なる2系統が存在することから、警備会社の変更や機器の更新を行う場合は、事前に十分な調査を行い、市と協議すること。

(2) ホール棟外周に2か所、大ホール大鏡前に1か所、小ホール2階と会議棟を結ぶ通路に1か所の防犯カメラを市が設置している。これら防犯カメラについて、定期的な動作確認と撮影データの取り込み、保存を行うこと。

(3) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。

